

(潜在保育士再就職支援資金)

勤務開始届

(西暦) 年 月 日

東京都社会福祉協議会会長 様

申込者氏名

住所 〒 -

TEL - -

以下の事業所・施設にて勤務を開始したことを届け出ます。

-----以下、施設・事業所記載-----

上記の者の勤務について、以下のとおりであることを証明します。

法人名	
施設・事業所名	
施設・事業所所在地	〒
施設・事業所種別	ア イー1 イー2 ウ エ オ カ キ ク ケ コ
職種	
勤務開始日	(西暦) 年 月 日
雇用形態	☐ 常勤 ☐ 非常勤 1 週あたりの勤務時間 _____時間 (週 20 時間以上)

施設・事業所の名称

代表者職名及び氏名 (公印)

証明書作成者の所属・氏名

連絡先 TEL

(潜在保育士再就職支援資金)

～申込者が勤務する施設・事業所向け～

勤務証明における注意事項

この勤務開始届は、東京都社会福祉協議会 潜在保育士再就職支援資金の申請における必要書類となっています。作成を依頼された施設・事業所のご担当者様におかれましては下記にご注意いただき勤務証明をお願いいたします。

＜東京都社会福祉協議会 潜在保育士再就職支援資金について詳しくはこちら＞

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/shikin7.html>

- 「施設・事業所名」「施設・事業所所在地」には、実際に勤務する施設・事業所についてお書きください。本資金の貸付は、東京都内の施設・事業所への就職が対象です。
- 「施設・事業所種別」は下表から該当するものを選び、その記号に○をつけてください。下表に記載のない施設・事業への就職は本事業の対象ではありません。

ア	児童福祉法第7条に規定する保育所
イー1	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
イー2	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち、ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
ウ	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
エ	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
オ	児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
カ	児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
キ	児童福祉法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
ク	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
ケ	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
コ	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（令和5年6月27日こ成保第70号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

○「雇用形態」は該当するものに☑をご記入ください。「常勤」には非正規の常勤者を含みます。また、「非常勤」の場合、休憩時間を含まない雇用契約上の1週あたりの勤務時間をお書きください。

○提出された証明書において不明な点があった場合、証明書作成者にお問合せする可能性がございます。あらかじめご了承ください。